

1. 平成22年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、平成22年国勢調査はその19回目に当たります。

国勢調査は、大正9年を初めとする10年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成22年国勢調査は大規模調査になります。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にあります。その内容をみますと、戦前は大規模調査（大正9年、昭和5年、15年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正14年、昭和10年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていました。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和25年、35年、45年、55年、平成2年、12年、22年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和30年、40年、50年、60年、平成7年、17年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられています。

なお、沖縄県は、昭和47年5月15日に我が国に復帰し、昭和50年の国勢調査から調査地域となりましたが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって5回の国勢調査が実施されています。

調査の時期

平成22年10月1日午前零時現在

調査の法的根拠

平成22年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われました。

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和59年総理府令第24号）

調査の対象

平成22年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住しているものについて行いました。ここで「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第82条の2に規定する専修学校又は第83条第1項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き3か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。
- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院
本邦内に常住している者は、外国人を含めて全て調査の対象としましたが、次の者は調査から除外しました。
 - (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
 - (2) 外国軍隊の軍人・軍属およびその家族

調査事項

平成22年国勢調査では、次に掲げる事項について調査しました。

（世帯員に関する事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現在の住所に住んでいる期間
- (8) 5年前の居住の所在地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類

- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

(世帯に関する事項)

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の床面積
- (5) 住宅の建て方

調査の方法

1. 調査区の設定

調査の実施に先立ち、平成21年10月1日現在で、本市内を次のように区分し、3,366区の調査区を設定しました。なお、調査区は集計の単位である基本単位区を基に構成されています。

一般調査区	3,225区
特別調査区	141区
自衛隊区域	25区
駐留軍区域	4区
寄宿舎	17区
刑務所	2区
工場・学校	22区
社会施設	56区
山林・原野	14区
水面	1区

(地区別調査区数)

本 庁	605区
追 浜	246区
田 浦	165区
逸 見	92区
衣 笠	517区
大 津	319区
浦 賀	391区
久 里 浜	421区
北 下 浦	258区

西	352 区
合 計	3,366 区

2. 調査の流れ

調査は、総務省（統計局・統計センター）－都道府県－市区町村－指導員－調査員の流れにより行い、本市は述べ調査員 1,466 名、指導員 333 名により実施しました。

3. 調査日程

9 月 23 日～30 日	調査票配布
10 月 1 日～11 日	調査票回収検査
10 月 22 日まで	指導員へ書類提出
11 月 5 日まで	市総務課へ提出

結果の公表

1. 要計表による人口

平成 23 年 2 月 25 日付け官報で、要計表による人口を公示しました。

2. 確定人口

平成 23 年 10 月 26 日付け官報で、確定人口を公示しました。

本市でも確定人口公表後、本市分を取りまとめて、「国勢調査結果報告」として公表します。